

反省の機会を与えつつ実施するよう留意するものとする。

官公
に交

896

閣甲 第二四四號

昭和五年九月十五日

決定 昭和 年 月 日 施行 昭和 年 月 日

了

案(一)

昭和五年九月十二日

内閣官房長官
別表(一)宛(各通)

共産主義者等の公職かろうの排除に關する件
標記の件が、九月五日及び十二日の閣議において、それぞれ

別紙のとおり決定及び了解せられたので、これが適切なる
実施に關し然るべく御配意の煩したく、奉命によつて通知
します。

案(二)

年 月 日

内閣總理大臣官房總務課長

別表(三)宛(各通)

案(一)と同じ。

案(三)ニ

昭和二十一年九月十二日

内閣官房長官

別表(四)宛(各通)

共産主義者等の公職からの排除に關する件

標記の件が、九月五日及び十二日の閣議において、それぞれ
別紙のとおり決定及び了解せられたので、御参考のため
命によつて通知します。

總理府

共産主義者等の公職からの排除に関する件

昭和二五、九、五
閣議決定

民主的政府の機構を破壊から防衛する目的をもつて、危険分子を国家機関その他公の機関から排除するために、左記の措置を講ずること。

(一) 共産主義者又はその同調者で、官庁、公団、公共企業体等の機密を漏洩し、業務の正常な運営を阻害する等その秩序をみだり、又はみだる虞があると認められるものは、これらの機関から排除するものとする。

(二) 排除の方法は、国家公務員法第七十八条第三号（公共企業体の職員については、日本国有鉄道法第二十九条第三号又は日本専売公社法第二十二條第三号）の規定による。

(三) 排除は、一齊に行うことを避け、その必要の特に緊切なものから始めて、遂次他に及ぼすものとする。

(四) 地方公務員及び教職員（国家公務員法の適用を受けないもの）に

ついでには本件措置に準ずる措置が講ぜられるように努める。
なお本件措置は、共産主義者又はその同調者に対し制裁の目的をもつてするものではなく、もつぱら破壊に対する防衛を目的とするものであるから、反省の余地ありと認められる者については、その反省の機会を与えつゝ実施するよう留意すること。

極秘

共産主義者等々を裁かろうの非余に属する事 (昭和五、九、二二) 剛裁了解

58.2
公文書館

本年五月三日の憲法記念日に際し、連合国軍最高司令官から発せられた声明には、

日本共産党が今や公然と国外から支配に屈服し、かつ人心をまじわし、人心を強固するたためり虚偽と悪意にみちた煽動的宣傳を廣く展開していること、さらに反日本的であると、日本国民の利益に反するような運動方針を公然と採用していること、が指摘されるとともに、

従つて、現在日本が急速に解決を迫られている問題は、全世界の他、諸国と同様、この反社会的勢力をとりよるな方法を国内に於てに処理し、個々の自由、合法的行使を阻害せず、に国家の福祉を危くする、こうした自由の濫用を阻止するにあり。

ことが示唆されており、さらに本年六月六日附の連合国軍最高司令官より内閣総理大臣宛、書翰には、日本共産党について、

最近に至つて新しきとしてこれにあらざる有害な集団が日本
政界にあらわれただが、この集団は真理を歪曲し、大衆の暴力行為を煽
動して、この平穩な国を無秩序と闘争の場所に變へ、これをもつて
代議制民主主義の途上における日本、著しい進歩を阻止する手段
とし、また日本国民の間に急速に成長しつつある民衆的
的傾向を破壊しようとした。彼等は同じ意圖をもつて、法令に基
く權威に反抗し、法令に基く手續を輕視し、そして虚偽で煽動的な
言説やその他の破壊的手段を用い、その結果として起る公衆の暴
乱を利用して、ついに日本に暴力をもつて日本に立憲政治を轉覆する
に都合のよい状態を作り出すことを企ててゐる。この企ては、
ことが明示されてゐる。

これ等の声明等は、最近における日本の共産主義者や国共における
に哈主義的勢力の支配に屈服し、わが国における民主主義的復興の
妨げ、国内に破壊と混乱をもたらさうと企ててゐることを、もはや顯著な

事實となつて、これを指摘したものであるが、公務員が、元來、國の全
體の利益者として公共の利益の擁護に任ずべきものである以上、この種
の危険分子が公職に必要な適格性を欠くものであることは、いふまでもない。
よつて、政府は、民主的政府の機構を破壊かう防衛する目的をもつて、
危険分子を國家機関その他公の機関から排除するため、共産主義者又
はその同調者たる公務員を公務上の機密を漏洩し、公務の正常な運営
に妨害する等秩序をみだり、又はみだる虚言があるを認められるものとして、
國家公務員法その他当該法規の規定に基き、公職に必要な適格性を
欠くものとして、その地位から除去するものとする。

而して、この措置は、共産主義者又はその同調者に対し、制裁の目的
をもつてするものではなく、この種に對する防衛を目的とする
ものであるから、反省の余地ありと認められる者については、その反省の
程度を以てつづつ定規するよう留意するものとする。

別表 (一)

各省大臣 (法務總裁及經濟安定本部總裁を含む)
 統計委員会委員長
 公正取引委員会委員長
 全国選挙管理委員会委員長
 国家公安委員会委員長
 国家財政委員会委員長
 地方財政委員会委員長
 公職資格試験審査委員会委員長
 外国為替管理委員会委員長
 首都建設委員会委員長
 電波監理委員会委員長
 官内庁長官
 特別調達庁長官
 賠償庁長官
 行政管理庁長官
 北海道開発庁長官
 地方自治庁長官
 警察予備隊本部長官
 人事院総裁

別表 (二)

各省事務次官 (法務総裁官房長、経済安定本部副長官を含む)
 統計委員会事務局長
 公正取引委員会事務局総務部長
 全国選挙管理委員会事務局局長
 国家地方警察本部長官
 国家消防庁長官
 地方財政委員会事務局長
 外国為替管理委員会事務局長
 首都建設委員会事務局長
 電波監理委員会事務局長
 官内庁次長
 特別調達庁次長
 賠償庁次長
 行政管理庁次長
 北海道開発庁次長
 地方自治庁次長

別表(三)

内閣総理大臣官房人事課長
 同 会計課長
 同 監査課長
 同 財政役員審査課長
 同 審議室長
 同 賞励部長
 同 官印事務主任
 同 総理府恩給局長
 同 統計局長
 同 新聞出版用紙割当局長
 同 心身情報局長
 同 国立世論調査所長
 中央災害救助対策協議会事務局長
 科学技術行政協議会事務局長
 社会保障制度審議会事務局長
 日本学術会議事務局長
 地方行政調査委員会事務局長

別表(四)

衆、参両院事務総長
 最高裁判所事務総長
 会計検査院長
 大法院総裁

機密

各者への通知不要

用甲第二四四号

起 昭和二十五年九月一日
 案 昭和三十五年九月五日
 施行昭和 年 月 日
 公布昭和 年 月 日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣総理大臣官房総務課長

総理府事務官

林 國務大臣	黒川 國務大臣	田村 國務大臣	岡東 國務大臣
大橋 國務大臣	広川 國務大臣	保井 國務大臣	
池田 國務大臣	横尾 國務大臣	増田 國務大臣	
天野 國務大臣	山崎 國務大臣	岡野 國務大臣	

別紙 法務総裁 請議

共産主義者等の公職からの排除に

関する件
右閣議に供する

極秘

共産主義者等の公職からの排除に関する件

民主的政府の機構を破壊から防衛する目的をもつて、危険分子を国家機関その他公の機関から排除するために、左記の措置を講ずること。

(一) 共産主義者又はその同調者で、官庁、公団、公共企業体等の機密を漏洩し、業務の正常な運営を阻害する等その秩序をみだり、又はみだる虞があると認められるものは、これらの機関から排除するものとする。

(二) 排除の方法は、国家公務員法第七十八條第三号（公共企業体の職員については、日本国有鉄道法第二十九條第三号又は日本専賣公社法第二十二條第三号）の規定による。

(三) 排除は、一斉に行うことを避け、その必要の特に緊切なものから始めて、逐次他に及ぼすものとする。

58 政令
国立公文書館

(四) 地方公務員及び教職員(国家公務員法の適用を受けないもの) については本件措置に準ずる措置が講ぜられるように努める。

なお、本件措置は、共産主義者又はその同調者に対し制裁の目的をもつてするものではなく、もつばら破壊に対する防衛を目的とするものであるから、反省の余地ありと認められる者については、その反省の機会を与えつゝ実施するよう留意すること

本伯、此おの意見き

次回国保を再考

なまが 吉田

五日法務総裁より説明済

等 同封

内閣閣甲第二四四号

昭和二十五年九月十二日

共産主義者等の公職からの排除に関する件
標記の件が、九月五日及び十二日の閣議において、それぞれ別紙のとおり決定及び了解せられたので、これが適切なる実施に關し然るべく御配意願したく、命によつて通知します。

内閣閣甲第二四四号

昭和二十五年九月十二日
内閣官房長官
内閣官房副長官

昭和二十五年九月 日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣總理大臣官房總務課長

内閣總理大臣

法務總裁

林 國務大臣 林	黒川 國務大臣 黒川	田村 國務大臣 田村	周東 國務大臣 周東
大橋 國務大臣 大橋	広川 國務大臣 広川	保利 國務大臣 保利	國務大臣
池田 國務大臣 池田	横尾 國務大臣 横尾	増田 國務大臣 増田	國務大臣
天野 國務大臣 天野	山崎 國務大臣 山崎	岡野 國務大臣 岡野	國務大臣

別紙内閣總理大臣請議公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令の一部を改正する政令案

要報告

五

905